

岡山県南広域都市計画地区計画の決定（早島町決定）

都市計画金田・下野地区地区計画を次のように決定する。

名称		金田・下野地区地区計画			
位置		都窪郡早島町早島金田及び下野地内			
面積		約3.6ha			
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区計画は、国道2号及び早島インターチェンジに近接し、岡山県南部地域における新たな産業集積が期待される当地区において、周辺環境との調和を保ちながら、交通利便性を活かした良好な産業地区の形成を図ることを目指す。			
	土地利用の方針	周辺環境に配慮した緑豊かで利便性の高い産業地の形成を図るため、地区内の土地利用に関する方針を次のように定める。 1 公害を及ぼす恐れのない物流業、製造業の立地を図る。 2 周辺の自然環境や住環境との調和に配慮し、緑豊かな地区環境の形成を図る。			
	地区施設の整備の方針	道路については、周辺との連携に配慮した位置に配置する。 公園・緑地については、周辺の住環境等との調和に寄与するよう効果的に配置する。			
	建築物等の整備の方針	建築物等について次のような事項を定めることにより、快適な都市環境の形成及び保全を図る。 1 建築物等の用途の制限 2 建築物の容積率の最高限度 3 建築物の建ぺい率の最高限度 4 建築物の敷地面積の最低限度 5 壁面の位置の制限 6 建築物の高さの最高限度 7 建築物等の形態又は意匠の制限 8 緑化率の最低限度 9 垣又はさくの構造の制限			
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路	種別	幅員	延長
			区域内道路	9.0m	約200m
	建築物等に関する事項	公園・緑地	約1,100㎡		
		建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1. 物流業務施設等（流通業務市街地の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第5条第1項各号に掲げる施設をいう。） 2. 別表に掲げる製造業の用途に供する建築物並びにこれに関連する研究施設及び事務所（ただし、周辺の環境悪化をもたらすおそれのある建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（ぬ）項に規定する建築物を除く。）		
		建築物の容積率の最高限度	100%		
建築物の建ぺい率の最高限度	60%				
建築物の敷地面積の最低限度	5,000㎡ ただし、区域内の現に建築物の敷地として使用されている土地、現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用することができる土地、又は道路、水路等の公共施設及び現に建築物の敷地として使用されている土地により囲まれた土地において、その面積が当該制限未達となる場合は、この限りでない。				

壁面の位置の制限	建築物等の外壁又はこれにかわる柱の面から、道路境界線までの距離にあつては5 m以上、その他の敷地境界線までの距離にあつては3 m以上後退させるものとする。
建築物等の高さの最高限度	20 m
建築物等の形態又は意匠の制限	1 建築物の外壁及び屋根は、周辺の環境及び景観との調和を図ることとし、彩度の低い落ち着いた色のある色彩としなければならない。 2 広告及び看板類（屋上に設置するものを除く。）は、自己の用に供するものに限り設置できるものとし、全て敷地内に収め、色彩、形態は周辺環境に十分配慮し、建築物と一体的なデザインとする。
緑化率の最低限度	緑化率は敷地面積の10%以上を確保するものとし、敷地周辺部に配置する。
垣又はさくの構造の制限	道路に面する部分の垣又柵の構造は、生け垣又は高さが1.8 m以下の透視可能なフェンスと植栽を組み合わせたものとする。

別表

- (1) 食料品製造業 (2) 飲料・たばこ・飼料製造業 (3) 繊維工業
(4) 木材・木製品製造業 (5) 家具・装備品製造業
(6) パルプ・紙・紙加工品製造業
(7) 印刷・同関連業 (8) 化学工業 (9) 石油製品・石炭製品製造業
(10) プラスチック製品製造業 (11) ゴム製品製造業
(12) なめし革・同製品・毛皮製造業 (13) 窯業・土石製品製造業
(14) 鉄鋼業 (15) 非鉄金属製造業 (16) 金属製品製造業
(17) はん用機械器具製造業 (18) 生産用機械器具製造業
(19) 業務用機械器具製造業
(20) 電子部品・デバイス・電子回路製造業 (21) 電気機械器具製造業
(22) 情報通信機械器具製造業 (23) 輸送用機械器具製造業
(24) その他の製造業

備考

製造業とは、日本標準産業分類表「E製造業」に基づく上記の24種別を指す

〔理由〕

本町では、県南地域におけるインターチェンジ周辺の業務地不足という課題に対応し、本町における広域交通の利便性を活かした計画的なまちづくりを推進するため、早島インターチェンジ近傍に位置する対象地区において地区計画を定めることにより、周辺の自然環境や住環境と調和した産業拠点づくりを計画的に進め、適切な土地利用展開を図るものである。

決定理由書

(岡山県南広域都市計画地区計画)

本地区は、山陽自動車道・瀬戸中央自動車道早島インターチェンジの乗り入れ口から 1 km以内に位置しており、町内のみならず、岡山県南広域都市計画区域内においても、極めて広域交通利便性の高い場所に位置している。また、本地区は、岡山県開発審査会案件運用基準における「特定流通業務施設」取扱いによる知事指定区域となっている。

このような状況を踏まえ、早島町第 4 次総合計画では、本地区を「新産業拠点」と位置づけ、また、早島町都市計画マスタープランにおいても、「物流拠点」として、早島インターチェンジのポテンシャルを活用した新規流通業務地を形成することとしている。

このような上位計画での位置づけを踏まえ、無秩序な開発を防止しながらインターチェンジを活かした産業の集積を図るため、市街化調整区域の地区計画を定め、地域の発展に資する秩序ある土地利用を誘導するものである。

当該地区計画においては、防災、交通安全、環境衛生等に関する機能を確保するために必要な道路、公園・緑地等の公共施設を適切な規模及び配置で計画するとともに、周辺に対して騒音・振動等の影響が生じるような工場の立地を制限する。さらに、建築物の容積率及び建ぺい率の最高限度、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度、建築物の形態又は意匠の制限、緑化率の最低限度、垣又はさくの構造の制限を設けることにより、周辺の自然環境や住環境との調和を保ちながら、交通利便性を活かした良好な産業地の形成を図るものである。